2011		
氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	南部クリーンセンター	ごみ処理施設

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	96. 5 %	96. 5 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	О %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	О %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0%	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気(一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	0.3 %	0.3 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	96.8 %	96.8 %

[「]再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJ-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等
	未定

4	備考	(特記事項など)			

氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	東北部クリーンセンター	ごみ処理施設

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	86.6 %	86.6 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	О %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	О %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0%	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気(一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	1.2 %	1.2 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	87.8 %	87.8 %

[「]再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的か再生可能エネルギーの導入等に関する日標

 ・ 下区別的な行工可能で	インドイ Vグラグ寺に関する日际
目標年度	目標指標等
	未定

4	備考	(特記事項など)			

氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	北部クリーンセンター	ごみ処理施設

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	85. 5 %	85. 5 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	О %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	О %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0%	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気(一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	1.3 %	1.3 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	86.8 %	86.8 %

[「]再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJ-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的か再生可能エネルギーの導入等に関する日標

 ・ 下区別的な行工可能で	インドイ Vグラグ寺に関する日际
目標年度	目標指標等
	未定

4	備考	(特記事項など)			

471. 4		
氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	西/北/分/本庁舎(合算)	事務所

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	6.0 %	6 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	0 %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	О %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0%	O %
小売電気事業者から供給された再エネ電気 (一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	17.8 %	17. 8 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	23.8 %	23. 8 %

「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの道入竿に関する日標

_ •	7 中区朔的な丹生り配子	イルイ・の特人寺に関する自信
	目標年度	目標指標等
		未定

4	備考	(特記事項など)				

٠.	1. 3		
	氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
	京都市	ロームシアター京都	劇場

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	1.2 %	1.2 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	О %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	O %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0 %	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気(一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	8.9 %	8.9 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	10. 1 %	10.1 %

[「]再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの道入竿に関する日標

 ・ 下区別的な行工可能で	インドイ Vグラグ寺に関する日际
目標年度	目標指標等
	未定

4	備考	(特記事項など)			

氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	京都市美術館	美術館

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.3 %	0.3 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	0 %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	О %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0%	O %
小売電気事業者から供給された再エネ電気 (一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	25. 9 %	25. 9 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	26. 2 %	26. 2 %

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等
	未定

4	備考	(特記事項など)			

氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	京都アクアリーナ	運動施設

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	0 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	О %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	O %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0 %	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気(一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	1.0 %	1 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	1.0 %	1 %

「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJ-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの道入竿に関する日標

 ・ 下区別的な行工可能で	インドイ Vグラグ寺に関する日际
目標年度	目標指標等
	未定

4	備考	(特記事項など)	١

太陽光発電設備は故障中

氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	京都市勧業館みやこめっせ	集会施設

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気 (当該事業所で使用したものに限る。)	0.5 %	0.5 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	O %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	О %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0 %	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気(一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	21.0 %	21 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合計	21.6 %	21.6 %

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度)

(小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等
令和4年度	小売電気事業者から購入する電力の10%を再エネ電気とする。

4 備考(特記事項など)

関西電力「再エネECOプラン」契約を締結

令和4年度は主契約の使用電力量の10%を環境価値電力(再エネ電気)に限定し購入した。

20.		
氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	中央卸売市場第一市場	卸売市場

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.9 %	0.9 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	O %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	O %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0 %	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気(一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	25. 5 %	25. 5 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	26. 4 %	26.4 %

[「]再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJ-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等
2025年度	太陽光発電設備設置(約40kW 新青果棟1期)
2025年度	太陽光発電設備設置(約60kW 新関連棟)
2028年度	太陽光発電設備設置(約30kW 新青果棟2期)

4	備考	(特記事項など))

2011		
氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	中央卸売市場第二市場	卸売市場

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	0 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	О %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0 %	0 %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0 %	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気 (一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	12. 4 %	12.4 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	12.4 %	12.4 %

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度)

(小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等
	未定

4 備考(特記事項など)

太陽光発電設備由来の電気は全量売電している。

氏名(法人にあっては名称)	事業所の名称	事業所の種別
京都市	京都市中央斎場	火葬場

種別	前年度実績 (4)年度	本年度計画 (5)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.9 %	0.9 %
事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)	0.0 %	0 %
再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。)を使用して当該事業所に供給されたもの	0.0%	O %
自ら保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送(電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号ロに掲げるものをいう。)により、当該事業所に供給されたもの	0.0 %	0 %
小売電気事業者から供給された再エネ電気 (一般社団法人日本 卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生 可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。)	12.3 %	12.3 %
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0.0 %	0 %
合 計	13. 2 %	13.2 %

「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認 証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)及びJ-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度) (小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等)

・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に従って電力調達契約を実施する。

3 中長期的な再生可能エネルギーの道入竿に関する日標

 ・ 下区別的な行工可能で	インドイ V2号/V号に関する日保
目標年度	目標指標等
	未定

4	備考	(特記事項など)			